

草野だいすけ後援会規約

(名称・所在地)

第1条

本会は、草野だいすけ後援会と称し、主たる事務所を福島県いわき市におく。

(目的)

第2条

本会は、市政の発展と市民生活の向上のために尽力する草野大輔の政治活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 市民と共に関わりの未来を考えるための座談会等の開催
- 2 SNS を活用した情報発信
- 3 関係諸団体との連携・協力
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込をした者をもって会員とする。

(役員)

第5条

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |

(役員を選出及び任期)

第6条

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第7条

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を召集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を召集する。

(経費)

第8条

本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第9条

1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条

本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和6年4月1日より実施する。